

報道関係者 各位

令和8年9月8日

【照会先】秋田労働局 労働基準部 監督課
課長 中島 良則
監督主任 尾野 嘉祐
(電話) 018-862-6682

令和8年7月の木造家屋建築工事現場に対する 集中的な監督指導の結果を公表します

秋田労働局（局長 千葉裕子）は、管内の6労働基準監督署において、令和8年7月に、木造家屋建築工事現場に対する集中的な監督指導を実施しましたので、その概要を公表します。

秋田県内の木造家屋建築工事業では、令和8年7月末時点で、休業4日以上労働災害が21件（前年比+1件）発生しております。秋田労働局では、建設現場における法違反は死亡などの重大な災害につながることから、引き続き、重点的な監督指導を実施することとしています。

【監督指導結果の概要】

■ 監督指導の実施は161現場、209事業場 違反は67現場、113事業場

月間中に161現場、209事業場^{※1}に対して監督指導を実施し、うち、67現場、113事業場で、労働者の危険を防止するための措置等を定めた労働安全衛生法（以下「安衛法」といいます。）違反が認められました（事業場違反率54.1%）。

■ 墜落防止に関する違反が79件で最多

主な違反の内容は以下のとおり。

- ・ 墜落防止措置に関するもの 79件
（高さ2メートル以上の箇所に足場等の作業床が設けられていない、手すりが設けられていない等）
- ・ 足場に関するもの 67件
（足場からの物体落下防止措置がとられていない、足場の最大積載荷重が表示等により周知されていない等）
- ・ 元請の現場管理に関するもの 27件

■ 使用停止・立入禁止等行政処分を行ったのは26事業場

特に危険な機械設備や作業場所が認められた16現場、26事業場で、使用停止や立入禁止等の行政処分^{※2}を行いました。

■ 改正安衛法等^{※3}に関する違反について

改正安衛法等により、元方事業者等が講ずべき措置の対象に、労働者と同一の場所で作業に従事する労働者以外の作業従事者が含まれることとなりました（令和8年4月1日施行）。

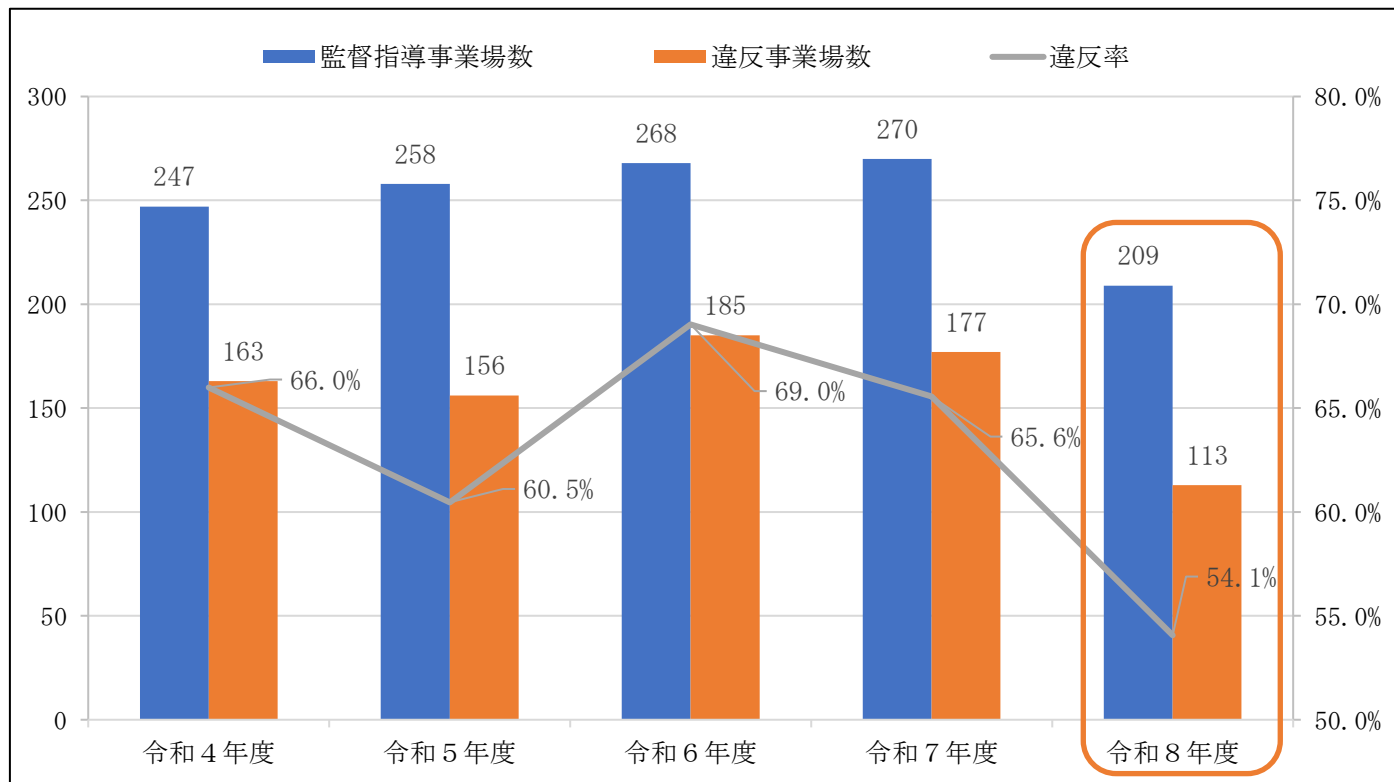
【違反事例】

木造家屋の新築工事現場において、一人親方（大工）が内部造作等の作業を行っていた際、高さが2メートル以上の開口部で墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所に囲い、手すり、覆い等を設けておらず、近接した時間に労働者も作業に従事していたことが認められたもの（安衛法第31条第1項、労働安全衛生規則第653条第1項）。

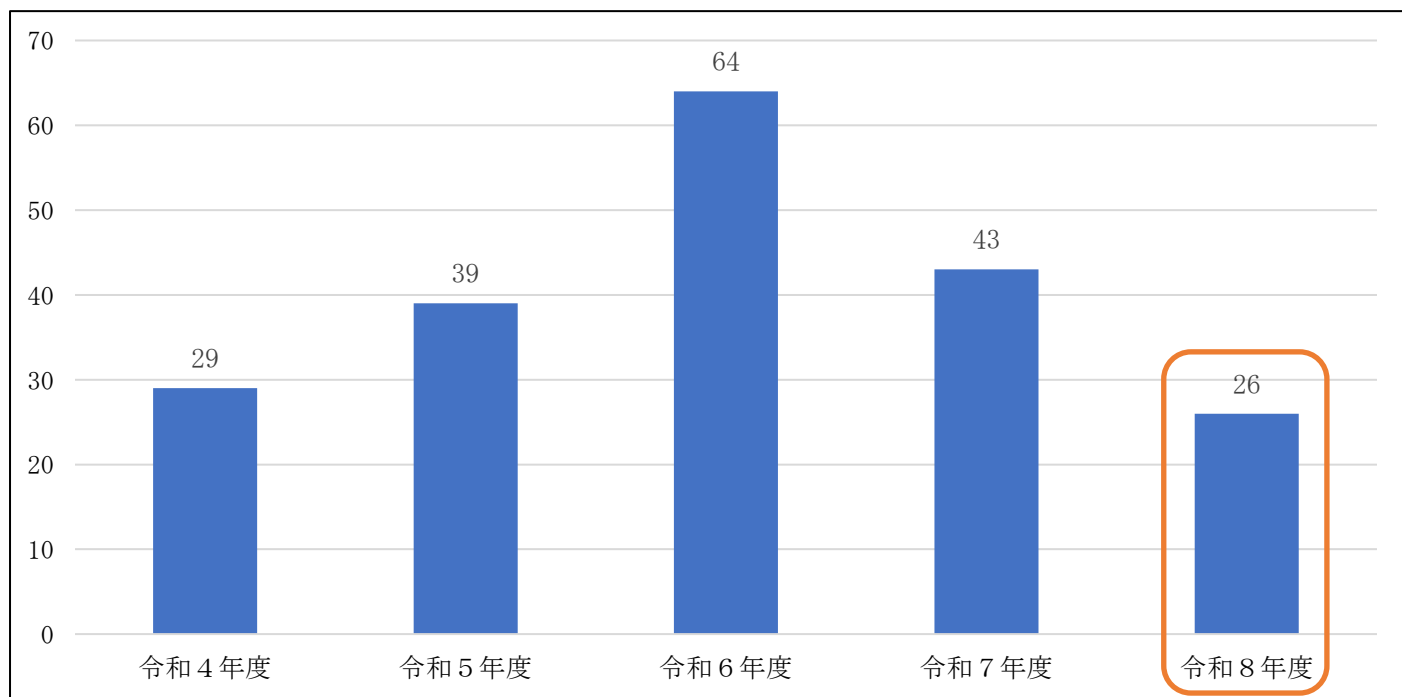
※1 事業場数とは現場で作業する元請と下請を合わせた事業場の数ですので、1現場が1事業場とは限りません。

※2 特に危険な機械設備や作業場所等に対して労働基準監督署長が行うもので、行政処分の対象となった機械設備や作業場所等は、安全に作業ができることが確認されるまで、その使用や立入が禁止されます。

※3 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）



【図 1】 木造家屋建築工事現場に対する集中的な監督指導における
監督指導事業場数等の推移



【図 2】 木造家屋建築工事現場に対する集中的な監督指導における
使用停止等命令書交付事業場数の推移